

# 「本県におけるこれからの社会教育行政の在り方について」（提言の概要）

平成29年3月 秋田県社会教育委員の会議

## 〈会議の経過〉

秋田県社会教育委員の会議では、平成27年8月からこれまで、「本県におけるこれからの社会教育行政の在り方について」について協議を重ねてきた。

提言の概要は次の通りであるが、特に、社会教育法第三条に平成18年の教育基本法の改正を受けて、国や地方公共団体の任務に新たに加えられた、第3項の「社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することになるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の推進に努める」を受けて、協議を重ねたものである。

県教育委員会においては、本提言の趣旨を生かし、市町村や関係機関等との連携を強め、全ての児童生徒が健やかに育つことのできる取組を期待するものである。

## 〈提言の概要〉

### 視点1 「学校教育・家庭教育・社会教育の更なる連携・協働」について

#### ●提言1 地域住民の参画による学校運営の促進

- ・学校ごとに地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体「熟議（熟慮と議論）」の設置を促進するとともに、地域住民の積極的な参画を図る。

#### ●提言2 子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

- ・子どもも大人も一緒に学び合える機会を提供し、学校・地域の応援団となる仕組みづくりを行う。

#### ●提言3 コーディネーターの養成と育成

- ・統括コーディネーターと地域連携担当教職員の配置を促進し、社会教育主事の専門性を明らかにし、スキルを磨く研修機会を提供する。

### 視点2 「関係機関、企業、NPO等との連携」について

#### ●提言4 学校を核とした人づくり・地域づくりの促進

- ・「我が地域の子どもをどのように育てたいのか」ビジョンの明確化と共有を図るため、教育委員会と首長部局が協議する場の設置を促進する。

#### ●提言5 若者（高校生・大学生等）の地域づくりへの参画の促進

- ・若者の企画段階からの地域づくりへの参画する機会を提供する。

#### ●提言6 家庭教育支援の体制づくりと関係団体等との協働による取組の推進

- ・関係機関、企業、NPO等との協働による家庭教育支援チームの設置を促進する。